

## ◆ワンストップ特例制度とは

ワンストップ特例制度とは、確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合に寄附先の自治体で特例の申請手続きを行うことにより、確定申告の手続きをすることなく、お住まいの市町村に納めるべき住民税の額から控除される、ふるさと納税に伴う寄附金控除手続き簡素化のための特例制度です。

## ◆申請時の添付書類について

番号法の施行（マイナンバー導入）に伴い、「個人番号確認の書類」と「本人確認の書類」の写しを「寄附金控除に係る申告特例申請書」と一緒に郵送をお願いいたします。（必須）

【添付いただく書類】 （※個人番号カード=マイナンバーカード）

	個人番号カードお持ちの方	通知カードお持ちの方	個人番号カード 通知カード どちらも無い方
個人番号確認書類	個人番号カード裏面の写し	通知カード表面の写し	住民票（個人番号あり）の写し
本人確認書類	個人番号カード表面の写し	下記いずれかの写し ・運転免許証 ・運転履歴証明書 ・身体障害者手帳 ・精神保健福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 ※顔写真、氏名、住所、 生年月日が確認できるように 写しをとる。	下記いずれかの写し ・運転免許証 ・運転履歴証明書 ・身体障害者手帳 ・精神保健福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 ※顔写真、氏名、住所、 生年月日が確認できるように 写しをとる。

## ◆ワンストップ特例制度にかかる留意事項

- (1) 転居による住所変更など、申請書の内容に変更があった場合、ふるさと納税をした翌年の1月10日までに「寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書」を提出する必要があります。
- (2) 6団体以上の自治体へのふるさと納税をした場合又は確定申告を行う場合は、確定申告にて寄附内容を申告することで控除を受けられます。（**確定申告をするとワンストップ特例は無効になります。**）
- (3) ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受ける場合は、所得税からの還付は発生せず、個人住民税からの控除で税の軽減が行われます。ふるさと納税翌年の6月以降に支払う個人住民税額が軽減されます。

## ◆寄附金税額控除に係る申告特例申請（ワンストップ申請書）提出期限

必要事項をご記入のうえ、寄附の翌年 **1月10日（必着）** までに提出してください。

【お問い合わせ】 ☎385-8501

長野県佐久市中込 3056 番地

TEL 0267-62-3040

佐久市役所 総務部 税務課 市民税係

FAX 0267-64-5761